

第6章 特定高圧ガス消費者に係る届出

第6章 特定高圧ガス消費者に係る届出

1 特定高圧ガス消費届

次の高圧ガスを消費する者は、消費開始の20日前までに、知事に届け出なければなりません。

(法第24条の2、施行令第7条、一般則第53条、液石則第51条)

ア モノシラン

イ ホスフィン

ウ アルシン

エ ジボラン

オ セレン化水素

カ モノゲルマン

キ ジシラン

ク 圧縮水素 (容積 300 m³以上)

ケ 圧縮天然ガス (容積 300 m³以上)

コ 液化酸素 (質量 3,000 kg以上)

サ 液化アンモニア (質量 3,000 kg以上)

シ 液化石油ガス (液石法第2条第2項の一般消費者が消費するものを除く。)

(質量 3,000 kg以上)

液石法施行令第2条各号に掲げる者が消費する液化石油ガスの貯蔵設備

(質量10,000 kg以上)

ス 液化塩素 (質量 1,000 kg以上)

※ クからスについては、貯蔵量は消費施設ごとに算出

※ 製造許可あるいは貯蔵所の許可を受けた者等であっても、上記のいずれかに該当する場合には、この届出が必要となります。

手続き

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 消費開始の20日前まで |
| (2) 届書 | 特定高圧ガス消費届書 (一般則様式第29、液石則様式第28) |
| (3) 提出部数 | 1部 (事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。) |
| (4) 手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | ① 履歴事項全部証明書の写し又は代表者事項証明書 (個人の場合は住民票の写し)
② 委任状 (手続き等を委任する場合)
③ 消費施設等明細書 (別紙9)
④ 技術上の基準に関する事項 (記載例VI)
⑤ 機器一覧表
⑥ 事業所案内図
⑦ 事業所全体図
⑧ 工程概要図
⑨ フローシート及び配管図
⑩ 消費設備配置図
⑪ 貯蔵設備等の強度計算書
⑫ 貯蔵設備の図面 |

- ⑬ 基礎計算書及び図面
- ⑭ 容器置場の図面

⑥～⑭について製造の許可等を受けている場合は、既に許可を受けている部分についての書類の添付を省略し、その旨を記載することでもよいです。なお、①及び②については、すでに提出されていれば再度添付する必要はありません。

提出書類の記載方法については、第2章 1 高圧ガス製造許可 を参照してください。

2 特定高圧ガス消費施設等変更届

消費のための設備の変更等を行う場合には、軽微な変更を除き、あらかじめ知事に届け出なければなりません。（法第24条の4、一般則第56条、液石則第54条）

手続き

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 事前に |
| (2) 届書 | 特定高圧ガス消費施設等変更届書（一般則様式第30、液石則様式第29） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。） |
| (4) 手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | ① 委任状（手続き等を委任する場合）
② 消費施設等変更明細書（別紙10）
③ 技術上の基準に関する事項（記載例VI）
④ 機器一覧表
⑤ 事業所案内図
⑥ 事業所全体図
⑦ 工程概要図
⑧ フローシート及び配管図
⑨ その他変更内容を説明する資料 |

<軽微な変更(特定消費)>（一般則第57条、液石則第55条）

- ① 貯蔵設備等の認定品又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えの工事であって、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの（貯槽を除く）
- ② 消費設備の変更の工事（貯蔵設備等を除く）
- ③ 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事
- ④ 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

[平成30年3月30日付け20180323保局第13号]

- ・ 位置の変更や溶接等による現場加工（管類に係る認定試験者が施工した場合を除く）を伴う場合は、変更届出となります。
- ・ 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、可とう管（高圧ホース、金属フレキシ管等）であって、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものとします。
- ・ 高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものは認定品と同様に取り扱い扱います。
- ・ 次の変更工事は、軽微な変更の工事として取り扱います。
 - ① 配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配管及びそれに付属するバルブのルート変更

- ② 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事

[平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 13 号]

- (3) 協会の委託検査受検品のうち、協会が液石則及び液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成 30 年 3 月 30 日付 20180323 保局第 9 号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第 6 条第 1 項第 17 号から同行第 19 号までについて検査を行ったもの、一般則及び一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成 30 年 3 月 30 日付 20180323 保局第 14 号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第 6 条第 1 項第 11 号から同項第 13 号までについて検査を行ったもの（中略）については、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当する。

3 特定高圧ガス取扱主任者届

省令に規定する資格を有する者を特定高圧ガス取扱主任者に選任又は解任したときには、遅滞なく、その旨を知事へ届けなければなりません。（法第 28 条、一般則第 75 条、液石則第 73 条）

手続き

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 選任又は解任した後、遅滞なく |
| (2) 届書 | 特定高圧ガス取扱主任者届書（一般則様式第 36、液石則様式第 35） |
| (3) 提出部数 | 1 部（事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。） |
| (4) 手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | 一般則第 73 条又は液石則第 71 条に規定する資格を有することを証する書面（製造保安責任者免状又は販売主任者免状の所有者にあってはその写し（「指導事項」の欄を含む）、経験により選任する場合には、それを証する書面を添付してください。） |
- ※ 解任の場合には添付書類は不要です。

＜特定高圧ガス取扱主任者の資格及び経験等（一般則第 73 条、液石則第 71 条）＞

- 1 特定高圧ガス（特殊高圧ガスを消費する者にあつては特殊高圧ガスに限り、その他の特定高圧ガスの消費者にあつては当該特定高圧ガスの消費者が消費するものと同一の種類のものに限る。次号において同じ。）の製造又は消費（特定高圧ガスの消費者の消費に限る。）に関し 1 年以上の経験を有する者
- 2 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 3 協会が行う特定高圧ガス（液化石油ガス）の取扱いに関する講習の課程を修了した者
- 4 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者であつて、特定高圧ガス（液化石油ガス）の製造又は消費に関し 6 月以上の経験を有する者
- 5 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状（液化石油ガスを消費する場合は除く。）の交付を受けている者

4 特定高圧ガス消費者承継届

事業の相続、譲渡、合併又は分割があった場合において、相続人あるいは譲渡又は合併又は分割後存続する法人若しくは合併により設立した法人が、特定高圧ガス消費者の地位を承継した場合には、その旨を届け出なければなりません。

(法第24条の2第2項において準用する法第10条の2第2項、一般則第54条の2、液石則第51条の2)

手続き

- (1) 提出期限 承継した後、遅滞なく
- (2) 届書 特定高圧ガス消費者承継届書（一般則様式第29の2、液石則様式第28の2）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。）
- (4) 手数料 なし
- (5) 添付書類
 - ① 委任状（手続き等を委任する場合）
 - ② 譲渡契約書、合併契約書、分割契約書又は公告等の記載されている官報の写し
 - ③ 相続人の選定に係る全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

5 特定高圧ガス消費廃止届

特定高圧ガスの消費を廃止したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。（法第24条の4、一般則第58条、液石則第56条）

なお、廃止届は、特定高圧ガス消費者が事業所ごとに特定高圧ガスの消費を全て廃止したときに届け出るものであり、施設ごとに届け出るものではありません。

手続き

- (1) 提出期限 消費を廃止した後、遅滞なく
- (2) 届書 特定高圧ガス消費廃止届書（一般則様式第31、液石則様式第30）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。）
- (4) 手数料 なし
- (5) 添付書類 委任状（手続き等を委任する場合）

6 代表者等変更届

名称、所在地、代表者、届出代理人を変更したときは、「代表者等変更届」を提出してください。

手続き

- (1) 提出期限 変更後、遅滞なく
- (2) 届書 代表者等変更届書（手引様式第2；第一種製造者と同じ様式）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう一部持参してください。）
- (4) 手数料 なし
- (5) 添付書類
 - ① 委任状（手続き等を委任する場合）
 - ② 変更した事実を証明する書面（履歴事項全部証明書の写し等）

7 施設の休止

高圧ガスの消費を休止したときは、消費施設内のガスを窒素等の不活性ガスと置換するなどの保安措置を講じてください。休止に伴う県への届出は不要です。

8 定期自主検査

特定高圧ガスを消費する者は、1年（告示で定める設備又は施設にあつては、告示で定める期間）に1回定期自主検査を実施し、検査記録を作成し保管しなければなりません。（法第35条の2，一般則第83条，液石則第81条）